

城陽市都市計画マスタープラン（改定原案）及び城陽市立地適正化計画（原案）に対するパブリック・コメント結果 ※各意見については、意見の趣旨のみを整理して記載
 （計画別意見件数）

【都市計画マスタープラン】 28件（将来都市フレーム：2件、市街地整備：3件、交通：8件、上下水道：3件、防災：1件、自然・歴史共生：5件、その他：6件）

【立地適正化計画】 4件（誘導施策：1件、防災指針：3件）

【計画等の策定に関係のない意見等や単に賛否のみを明らかにしているもの】 5件（城陽市パブリック・コメント手続要綱に基づき公表を省略）

No.	項目	意見	意見に対する考え方	関連方針等	対応
1	都市マスP40 「3.3 将来都市フレーム 1) 人口フレーム」	10年後の人口推計を65,000人としていますが、人口減少等に関する危機的な状況を共有する必要はあると思いますがいかがでしょうか？ また、現状の分析では転出超過は縮小とありましたが、今後のことを考えれば再び拡大の見直しにはなりませんでしょうか？それも加味されているのでしょうか？	都市計画マスタープランにおける目標年次（令和17年）の将来人口フレーム65,000人については、令和7年3月策定の第3次「山背五里五里のまち 創生総合戦略」における人口推計シミュレーションに示す令和17年（2035年）の想定人口（64,834人）と整合を図った内容としております。 人口推計シミュレーションについては、第3次「山背五里五里のまち 創生総合戦略」において、人口動態を含めた城陽市における人口の現状分析を行った上で、人口減少社会を迎えるなかで、持続的なまちづくりを進めていくため、令和6年度の人口戦略会議でなされた提言をもとに、本市の人口が2050年以降に定常化するという、現実的なシミュレーションとなっております。	将来都市フレーム	原案のとおり
2	都市マスP40 「3.3 将来都市フレーム 1) 人口フレーム」	令和2年の国勢調査による人口（74,607人）の記載がありますが、最新の調査結果に基づく数字にする方が良いと思います。	令和7年実施の国勢調査の確定値については、令和8年9月までに公表されることとなっているため、今回改定（策定）において、反映することはできかねます。	将来都市フレーム	原案のとおり
3	都市マスP43 4.1土地利用方針 (8) 土地利用検討ゾーン	府道69号 城陽市役所から久津川までの渋滞緩和等のために、飲食店を国道24号の城陽警察署跡地から近鉄線まで、その国道24号の南側へ集積してはどうでしょうか。	現時点で、国道24号南側（警察署跡地から近鉄線までの間）区間に飲食店を集積する予定・計画はありませんが、国道24号南側（警察署跡地から近鉄線までの間）については、「土地利用検討ゾーン」に位置づけ、計画的かつ適切な土地利用を検討してまいります。	市街地整備に関するまちづくり方針	原案のとおり
4	都市マスP45 「4.2 市街地整備に関する まちづくり方針」 都市マスP48 「4.3 交通に関するまちづくり 方針」	「市街地整備に関するまちづくり方針」「交通に関するまちづくり方針」において、特に公共施設の適正管理等や生活道路整備については、住民や当事者との対話により、市民の意見が反映されたうえで方針を決めることを最優先にして頂きたい。保育園、学校関係者、施設利用者、自治会等へのアンケート調査や懇談などを実施していただきたい。	都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。	市街地整備に関するまちづくり方針 (交通に関するまちづくり方針)	原案のとおり
5	都市マスP59 「第5章 地域別まちづくり 方針」について	現状の分析での課題に事業用地の不足が挙げられていますが、その答えが東部丘陵地の中間エリアという事なのでしょうか？課題で不足していると言っている事業用地を求めているのは地元企業かと思ったのですが、中間エリアに期待されているのは地元以外の企業誘致ではないですか？	事業用地については、産業促進検討エリア2箇所から優先して確保していく予定としていますが、不足する場合などは、土地利用方針図に示す土地利用検討ゾーンにおいて必要に応じて確保していくこととなります。なお、現状分析における課題として記載している事業用地の不足については、「明日の京都城陽産業かがやきビジョン」の策定時に市内事業者などから意見をいただいたものとなっております。	市街地整備に関するまちづくり方針	原案のとおり

No.	項目	意見	意見に対する考え方	関連方針等	対応
6	都市マスP3 「1.3 主な上位計画と 関連事業」	プランの各所に「寺田駅周辺」や「歩行者の安全確保、日常生活に密着した安全で快適な道路整備」という記載があります。 しかし、寺田駅東口で常態化している送迎者の違法駐車による危険について、西口ロータリー活用の啓発等、容易に実施できる対策などを要望し続けておりますが、寺田駅東口付近の道路において城陽市が実施することは何もないとの回答を受けています。 今後、寺田駅東口道路の安全対策について、市として全く実施が予定されていないのに寺田駅周辺と書くのは間違っている。安全な道路整備に関連する寺田駅周辺の表記に関しては寺田駅西口と記載する、あるいは東口は除く旨の記載が必要である。	寺田駅東側の道路（府道内里城陽線）に関しては、府道であるため、当該道路の管理は京都府が道路管理者として所管するものとなります。 しかしながら、道路の安全性・快適性を確保するため、市民と協働した道路の適切な維持管理に努めることを交通に関するまちづくり方針において位置付けるなど、市民が安心・安全に生活できる環境整備も、城陽市におけるまちづくりの重要な課題と考えております。 そのため、いただいたご意見も踏まえ、京都府など関係機関とも協議を行いながら、寺田駅東口の安全対策についても検討を進め、寺田駅周辺も含め、市全域において市民が快適に生活を送ることができる、安心・安全なまちづくりに向けた取組を推進してまいりたいと考えております。	交通に関するまちづくり方針 (市街地整備に関するまちづくり方針)	原案のとおり
7	都市マスP3 「1.3 主な上位計画と 関連事業」 都市マスP20 「7) 交通 (1) 道路交通」	「近鉄連続立体交差化事業について関係機関に要望」との記載について、直近に整備された都計道路（塚本深谷線）においては、平面交差の踏切で整備されているが、将来的に立体交差の計画があるのであれば、P20の図2.16については、塚本深谷線の近鉄交差部は「整備中」もしくは「暫定供用中」などの記載とするべきではないか。	図2.16の都市計画道路（塚本深谷線）については、将来の近鉄連続立体交差化を見据えた上で、都市計画道路として設定している計画幅員が確保できていることから「整備済」と表記しています。	交通に関するまちづくり方針	原案のとおり
8	都市マスP20他 東城陽線	東城陽線について、宇治市との境界付近が黄色線の「概ね整備済み」とあるのは間違いではないでしょうか？北側の市道1221号線と接続されておらず、また高低差が大きくフェンスで囲われて行き止まりのようになっているので、「未整備・未着手」だと思います。ずいぶん昔からこのような状態が続いていますが、暫定形状でよいので東城陽線と市道1221号線が行き来できるようにされてはいかがでしょうか？	ご指摘の都市計画道路 東城陽線の箇所については、概ね起点部付近までの整備が完了していることから「概ね整備済み」としています。 なお、都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。	交通に関するまちづくり方針	原案のとおり
9	都市マスP39他 城陽一八幡連絡道路（構想）	城陽一八幡連絡道路（構想）について、具体的なルートが図面で初めて公開されたのではないかと思います。塚本深谷線を西に延伸することでほぼ決まり（公開に先立ち国、府と調整済み）なのではないでしょうか？	城陽一八幡連絡道路（構想）については京都府等関係機関との調整の上で本計画に図示していますが、構想路線であり、具体的なルートを示したものではありません。	交通に関するまちづくり方針	原案のとおり
10	都市マスP39他 宇治木津線	令和7年6月に「山城北部地域道路ネットワーク整備促進協議会」が府に新設を求めた、国道24号城陽井手木津川バイパスを北伸した宇治木津線を図示しないのでしょうか？	現時点における国道24号城陽井手木津川バイパス北伸ルートに対する検討熟度や実現性等を考慮し、今回は図示しておりません。	交通に関するまちづくり方針	原案のとおり
11	都市マスP48 「4-3 交通に関するまちづくり 方針」 都市マスP61 「5-2 各地域のまちづくり 方針」	市は、高齢化率が30%を超えている現状で、市民・高齢者の一番の要望「①食料品・日用品など日常の買い物」及び「③病院・診療所など医療環境への通院」に早急に対策を打つべきだ。 バスが確保できないなら、「乗り合いタクシー」を走らせよ。 市民の足を確保する市政を展開せよ。	都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。なお、市内各地域における市民の移動手段の確保については、今後策定を予定している地域公共交通計画において、市民の移動ニーズや実態を把握するとともに市全体の交通体系のあり方を検討し、利用者数見込み、運行経路、費用対効果等を踏まえた検討を行ってまいります。	交通に関するまちづくり方針	原案のとおり

No.	項目	意見	意見に対する考え方	関連方針等	対応
12	都市マス全般	市民へのアンケート調査に示された災害リスクへの不安や生活環境に対する不満への具体的な施策を優先的に取り組み解消が少しでも進展し、市民に具体的な見通しを示す事こそが、全体的なまちづくりのプラン策定に対する市民の理解と参加が得られると思います。例えばアウトレットへのアクセスを含む交通手段巡回バスと生活路線のさんさんバスとの路線の整合性は、市が主導権を持ち市民の安全が保たれる事を前提にアウトレット側に提案できるように、具体的に計画策定を市民とともに早期に進め「見える化」して下さい。	都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。 なお、市内各地域における市民の移動手段の確保については、今後策定を予定している地域公共交通計画において、市民の移動ニーズや実態を把握するとともに市全体の交通体系のあり方を検討し、利用者数見込み、運行経路、費用対効果等を踏まえた検討を行ってまいります。	交通に関するまちづくり方針	原案のとおり
13	その他	青谷地区への“城陽さんさんバス”の運航を実施してもらいたい。 青谷では乗り合いタクシーが火曜日と木曜日に往復3便のみで“城陽さんさんバス”との乗り継ぎ券も発行されません。	都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。 なお、市内各地域における市民の移動手段の確保については、今後策定を予定している地域公共交通計画において、市民の移動ニーズや実態を把握するとともに市全体の交通体系のあり方を検討し、利用者数見込み、運行経路、費用対効果等を踏まえつつ検討してまいります。	交通に関するまちづくり方針	原案のとおり
14	都市マスP36 「3.1 まちづくりの基本方針」	安心・安全な水道水を安定的に供給するために、地下水の利用を全面に出すべきではないかと考えます。 市民に命の元である水を「安心・安全」に届けることは、地方公共団体の責務であり、手近で安価な地下水の利用を続けるべく、方針を第1に考えるべきだと思います。	都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。	上下水道に関するまちづくり方針	原案のとおり
15	都市マスP51 「4.4 上下水道に関するまちづくり方針」	水道についての本項目において、地下水の活用への言及がありません。 防災のためにも地下水の活用を方針に挙げるべきです。	都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。	上下水道に関するまちづくり方針	原案のとおり
16	都市マスP51 「4.4 上下水道に関するまちづくり方針」	水道事業の次期ビジョン見直しにおいては、市民との対話により市民の意見が反映され、より多くの市民が納得できる上下水道事業ビジョン計画でのまちづくりを行って頂きたい。新たな土地利用を進める箇所についての整備は、以降のメンテナンスを含め将来の市民の水道料金に影響する事や災害対応等を十分に考慮され、上水供給/下水処理のあり方の検討と、「市民が豊かな地域資源と共生するまちづくり」の継続を願います。	都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。	上下水道に関するまちづくり方針	原案のとおり
17	都市マスP53 「4.5 防災に関するまちづくり方針」	自己水浄水場の確保の必要性を再評価し「主な取り組み」方針に位置づけ、地下水を活かしたまちづくり、災害に強いまちづくりをしていただきたい。	都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。	防災に関するまちづくり方針	原案のとおり

No.	項目	意見	意見に対する考え方	関連方針等	対応
18	都市マスP3 「1.3 主な上位計画と 関連事業」	最下段に「住宅地や道路の緑化」「市内の魅力ある観光資源を有効に活用」とあるが、時代劇の撮影にも活用されているような自然豊かな城陽市において、「緑化」が必要でしょうか？ また、魅力ある観光資源があるのか、あったとして、中途半端な魅力しかない資源で観光客を増やすメリットが不明。	本市は木津川の水辺や鴻ノ巣山、神社参道の樹木や青谷の梅林など多くの緑が存在する自然環境に恵まれたまちであり、これからもまちの魅力、潤いを感じていただけるよう、「4.6 自然・歴史共生に関するまちづくり方針」として各種方針を掲げ、市街地の緑化推進や公園緑地の保全に努めるとともに環境負荷の軽減における重要な役割が果たせるよう取り組んでまいります。なお、観光施策については、城陽市観光振興計画において具体的に検討するものとなりますが、観光資源の有効活用や掘り起こしを図り、交流人口の増加と魅力あるまちづくりを進めることにより、定住人口増加に繋がっていくものと考えており、本市まちづくりにとって重要な要素であると考えます。	自然・歴史共生に関するまちづくり方針	原案のとおり
19	都市マスP10 「2.2 城陽市の現況分析」 都市マスP36 「3.1 まちづくりの基本方針」	目標④「豊かな地域資源と共生するまちづくり」の記述に「田園風景、山林、河川などの自然資源」から「地下水」が記入されていない事の原因を教えてください。また、記入を求めます。	「豊かな地域資源と共生するまちづくり」において、「本市が持つ農地などの田園風景、山林・河川などの自然的資源」として記載しており、地下水については「など」に含まれているものとして、個別の記載は行いません。	自然・歴史共生に関するまちづくり方針	原案のとおり
20	都市マスP42,43 「4.1 土地利用方針」	土地利用方針について、10のゾーンに分かれていますが、城陽市の地下水の水源涵養は、ゾーン特化することなく全市域において地下水の水質等を守る必要があることから、10のゾーン共通の土地利用において大切な観点として位置づけて頂きたい。	「水源かん養」は、用語一覧のとおり、あくまで森林が持つ機能の一部として、森林公園緑地ゾーンにて記載しているものではありませんが、「豊かな地域資源と共生するまちづくり」の推進に向け、森林公園緑地ゾーンに限らず、自然的資源の保全・配慮に努めてまいります。	自然・歴史共生に関するまちづくり方針	原案のとおり
21	都市マスP56 「4.6 自然・歴史共生に 関するまちづくり方針」	府立木津川運動公園（北側区域）の開発について、ニーズはどれほどあるのか、人口減少下において新たな公園の必要性はあるのでしょうか？ 市民のニーズを確認した上で、必ずしも必要以上の運動公園はいらないとなれば、無理に開発を要望する事を取り組みとして上げる必要はないと思います。	京都府立木津川運動公園につきましては、生涯スポーツの推進、木津川右岸地域の発展という広域的な核づくり等の多様な効果が想定され、府南部の地域振興に果たす役割は大きいものであると考えています。	自然・歴史共生に関するまちづくり方針	原案のとおり
22	都市マスP56 「4.6 自然・歴史共生に 関するまちづくり方針」	水源の（地下水）の涵養について方針と取り組みを明記すべきです。毎年水質測定だけでなく、原因調査、不法投棄や郊外への監視、指導を、罰則を含め実効性のある対策をすすめ、市民とともに、自然環境などの再生や農地の保全・整備をすすめて頂きたい。	城陽市のめざすべき将来像の1つの目標として「豊かな地域資源と共生するまちづくり」を掲げており、まちづくりにおいては、当該目標にも即して、各種取組を進めてまいります。 なお、都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。	自然・歴史共生に関するまちづくり方針	原案のとおり
23	都市マスP2 1.2「計画改定の背景と 位置づけ」	「こうした状況の中、本市においては、人口減少・少子高齢化などの課題解決に向けて、新たな市街地や東部丘陵地の整備、JR奈良線の複線化など、新たなまちづくりに向けて大きな転換期を迎えるとともに、まちの魅力発信やひとを呼び込むまちづくりの推進が重要となっています。」との記載について、「人口減少・少子高齢化などの課題解決に向けて」という命題に対して、それ以降の記述へつながる根拠等が分かりにくい。 後ろに詳細な説明があるにしても、プランの導入部であるため、読む人を納得させる分かりやすい記載の方が良い。	ご指摘を踏まえ、「こうした状況の中、本市では、人口減少・少子高齢化などをはじめとする様々な環境の変化に対応した持続可能なまちを構築するため、既存市街地や東部丘陵地における新たな土地利用などに加え、まちの魅力発信などによるひとを呼び込むためのまちづくりの推進が重要となっています。」に修正します。	その他	修正
24	都市マスP33 「2.4 城陽市のまちづくりを 考えるワークショップ」	市民のなまの声を聴く大変意義のある取り組みですが、改定の原案策定期間中の開催回数は1度だけでしょうか？複数回の開催が必要と思われる。	今回の都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定にあたっては、本市独自の取組として「まちづくりを考えるワークショップ」や市民意向調査等を実施し、可能な限り市民を対象としたまちづくりへの参画機会を確保して、計画改定等に取り組んでおります。	その他	原案のとおり

No.	項目	意見	意見に対する考え方	関連方針等	対応
25	都市マスP36 「3.1 まちづくりの基本方針」	基本方針には、次代を背負う子供に関することに全く触れていないのはなぜでしょうか？ 柱の1本に入れるべきだと思います。	都市計画マスタープランにおける都市計画に関する「基本的な方針」は、次代を担う子どもたちも含め、全ての世代、全ての市民が安心・安全、快適に過ごせるまちづくりを進めるために定めるものであります。 なお、子ども・子育て支援については、城陽市子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種計画とも連携しながら子ども・子育て支援の計画的な推進に努め、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる魅力あるまちづくりに取り組んでいるところであります。	その他	原案のとおり
26	都市マスP76 「第6章 まちづくりの推進方策」	「市民・市民団体の役割」について、市民のまちづくりへの主体的な参画をうたっているにもかかわらず、このマスタープランの作成自体に市民が主体的に参画しているとはいえない。 単発の意見交換会ではなく、市民が継続的に数を重ねて城陽市の事をじっくり考えられるようなワークショップ、勉強会、討論会などを行い、本当の意味で市民自身が自分ごととしてまちづくりへの意識を高め主体的に参加できる場を設けるべきです。	今回の都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定にあたっては、本市独自の取組として「まちづくりを考えるワークショップ」や市民意向調査等を実施し、可能な限り市民を対象としたまちづくりへの参画機会を確保して、計画改定等に取り組んでおります。	その他	原案のとおり
27	その他	本市に新たに立地する企業や事業継続を行う企業に対し、「地域貢献施策」の一環として、地元経済団体（特に城陽商工会議所）への加入を促す、あるいは要件化する旨の文言を盛り込んでいただきたい。	都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、新たに立地する企業や事業継続を行う企業に対しての地元経済団体への加入促進・要件化のご意見については、所管課とも情報共有を行い、今後の商工振興施策等の参考とさせていただきます。	その他	原案のとおり
28	その他	新名神高架下にスポーツ施設（BMX/MTB（自転車競技）およびスケートボード用のバンクトラック）の設置してほしい。	都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、具体的な施策等は、都市計画マスタープランに記載の各種方針に基づき検討していくこととなりますため、ご意見は各所属にも情報共有を図り、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。	その他	原案のとおり
29	立地適正化計画P47他 「6.4 都市機能の誘導に係る施策の抽出 ⑤届出・勧告制度の活用」	届出によって、どれだけの誘導ができるのか？大いに疑問です。その有効性の根拠はあるのでしょうか？	国土交通省の調査結果では、立地適正化計画を公表している自治体のうち、約3/4の自治体においては、居住誘導区域内の人口割合が増加し、また、約2/3の自治体においては、都市機能誘導区域内の都市機能が維持・増加しており、立地適正化計画の策定及び誘導区域内の設定により一定の効果が見込まれています。なお、届出制度の活用による誘導については強制力が無いため、あくまで緩やかな働きかけ・コントロールとなりますが、持続可能なまちづくりに向け、市としてねばり強く協力をお願いしてまいります。	誘導施策	原案のとおり
30	立適P52 「7.3 重ね合わせの分析」	「ハザード情報のうち液状化については、市内の広いエリアで危険度が高いとされており、全市的な対策を行なう必要があるため、今回の計画に限らず対策を進めるという観点から防災指針における重ね合わせの分析においては対象外としました。」どういう意味かなぜ対象外になるのか？詳しく説明してください。 又全市的な液状化対策のプランを教えてください。	防災指針は居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針ですが、市内の広いエリアで危険度が高いとされる液状化に対応した誘導区域の設定は困難であることから、重ね合わせの分析の対象外としています。なお、全市的な液状化対策については、別途定めている城陽市地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画編）に記載しております。	防災指針	原案のとおり

No.	項目	意見	意見に対する考え方	関連方針等	対応
31	立地適正化計画P53 「(2) 洪水災害における リスク分析」	計画規模の浸水区域、というのは限定的なものなのでしょうか？木津川の氾濫による洪水が懸念されるエリアはさらに寺田から富野荘、青谷までもっと広範囲であり、課題が残る地域はかなり広範な筈です。その想定はないのでしょうか？	木津川洪水浸水想定には ①「計画規模（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/150）」 ②「想定最大規模（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/1,000）」 の2種類があり、本計画の策定にあたっては、より発生確率の高い①計画規模での洪水浸水想定に基づき被害想定をおこなっています。 なお、内水氾濫浸水については想定エリアデータが存在しないため実績エリアに基づき分析をおこなっています。	防災指針	原案のとおり
32	立地適正化計画P63 「(2) 地震想定震度×建物構造 ×緊急輸送道路」	緊急輸送道路のうち府道城陽宇治線沿線での沿道の住宅の倒壊による交通阻害の可能性だけが指摘されていますが、液状化による道路陥没隆起などの指摘は必要ではないでしょうか？併せて、東エリアへの避難路が確保されていない問題についても言及されるべきかと思えます。	液状化については市内の広いエリアで危険度が高いとされており、全市的な対策を行っていく必要があるため、今回の計画に限らず対策を行っていく観点で重ね合わせの分析としては対象外とし、地震の揺れによる建物倒壊と緊急輸送道路の重ね合わせによるリスク分析のみ実施しています。なお、災害時における緊急輸送道路の確保・避難路については、別途定めている城陽市地域防災計画や城陽市国土強靱化地域計画において記載のとおりです。	防災指針	原案のとおり